

出席者 大槻教育長、深堀職務代理者、西家委員、中西委員、小谷委員、木村委員

教育委員会事務局 並木参与、辻教育次長、東部長、上田指導監、鍛冶次長、阪下室長、森下次長、門林室長、福田課長

	議題	要旨
案件 1	令和 7 年度和泉市行政機構改革(案)における教育委員会所管分について	○概要 ・学校教育室の 4 担当のうち、「教育指導担当」と「教育センター」の業務分担の入れ替えを行うことに伴い、担当名称を「教育推進担当」と「児童生徒支援担当（教育センターも所管）」に変更しようとするもの ○経緯 ・教育指導担当が担っている「いじめ対応」、教育センターが担っている「不登校対応」については関連性も高く、情報や方向性の共有を行いつつ対応しているが、勤務場所の違いによる制約があることは否めない状況 →いじめ・不登校対策の充実、学習指導・教育活動の推進を目的に、「教育指導担当」と、「教育センター」の所管する事務を再編し、「教育推進担当」と「児童生徒支援担当」の関連業務を一本化する ○所管事務案 ・「教育指導担当」が所管している「いじめ対応」、「教育センター」が所管している「不登校対応」について、「児童生徒支援担当」所管として、総合的にいじめ・不登校について対応 ・コミスク、学校適正配置、学事関係についても、「児童生徒支援担当」で所管 ・教育センター及びグリーンルームは「児童生徒支援担当」が所管し、課長級職員が教育センター所長を兼務 ・「教育指導担当」が所管している学務グループは、業務の関連性から「児童生徒支援担当」所管とする ・「教育センター」が所管しているいずみ希望塾等の学力関連、「人権教育担当」が所管している英語教育は、GIGA スクールや学習指導要領などを所管している「教育指導担当」の所管とし、可能な限り学力関連の業務を一本化し、担当名称を「教育推進担当」と改める

案件 2	史跡池上曽根遺跡におけるき損被害について	○概要 ・令和 6 年 6 月 5 日、文化遺産活用課が池上曽根遺跡史跡指定地内を発掘調査していたところ、伐採された樹木が大量に埋められている状況が発見された ・史跡内において許可なく行われた現状変更であり、文化財保護法違反である史跡のき損にあたる ○き損被害の場所 大型掘立柱建物（いわゆる「いずみの高殿」）の北東側エリア ○き損被害の状況 南北 18.5m、東西 28mの範囲において、深さ 1.5～2m程度掘削され、伐採された樹木などが埋められていた ○発見以降の主な対応 ・大阪府教育庁文化財保護課に報告 ・大阪府教育庁による現地確認、大阪府から文化庁に報告 →文化庁、大阪府共に史跡のき損にあたるとの見解 ・大阪府警本部によるき損部分の実況見分 ・他にもき損部分がないか確認するため、北東側に範囲を広げて被害範囲の確認調査を実施 ○今後の主な対応 ・被害範囲の確認調査の結果を踏まえ、被害状況を確定 ・どのような情報が失われたかを検証するため、き損部分の発掘調査を実施 ・発掘調査終了後、埋め戻しコンクリート広場等として整備し、遺構表示 ・巡回の強化など史跡指定地内の管理の徹底
-------------	-----------------------------	--